歯科点数表の解釈(令和6年6月版) 追補

(令和6年11月・社会保険研究所)

以下の告示・事務連絡により本書の内容に変更が生じましたので、ここに追補します。

- ・療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(令和6年9月25日 厚生労働省告示第303号)
- ・ベースアップ評価料に係る届出様式の改定について(令和6年9月11日 保険局医療課事務連絡)
- ・医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その2)(令和6年9月27日 保険局医療課事務連絡)
- ・令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について(令和6年10月1日 保険局医療課事務連絡)
- ・「令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」に係る経過措置について(令和6年11月1日 保険局医療課事務連絡)
- ・疑義解釈資料の送付について (その14) (令和6年11月5日 保険局医療課事務連絡)

頁	箇所	現行	改定後					
413	右段下か	※以下を加える。						
	ら 17 行目	(8) CAD/CAM冠用材料(V)を使用したCAD/C	CAM冠を装着する場合,歯質に対する接着力を向上させ					
	後	るためにサンドブラスト処理及びプライマー処理を行い	1 1 1 1					
493	左段下か	※令和6年9月の追補による追記の後ろに1行空け、以						
	ら 19 行目		の取扱いに関する疑義解釈資料の送付について(その1)」					
	後		「、「すでに医療DX推進体制整備加算の施設基準を届け出					
		なった場合は、施設基準の辞退の届出を行う必要があ	とされているが、マイナ保険証利用率要件を満たさなく っるのか。 (令 6. 9.27 「歯科」問1)					
		(答) 辞退の届出は不要。	7.507/1/5 (1.0.5.21 風相] [11] 1.7					
504	右段下か	※令和6年6月の追補による追記の後ろに1行空け、以	Fの事務連絡を追加する					
	ら8行目後	(間) 本事務連絡による届出様式の改定趣旨如何。	(令 6. 9.11 別添 2・問 1)					
		(答) 届出を行う医療機関の負担を軽減し円滑な届出を同	T能とする観点から,以下について改定を行った。					
			職種の基本給等に係る事項における給与総額の記載項目の					
		削除。						
			賃金改善計画書」の基本給等に係る事項における職種グ					
		ループ別の記載項目の削除。 ○ 「(参考) ほん引き トげ計画書作成のための計算:>	~ ト (Ⅱを算定しない診療所向け)」の届出種別欄の削除					
		及び届出を行う月の記載方法の簡略化。						
		○ その他, 記載上の注意等の文言に係る修正。						
		なお、既に届出を行っている医療機関については、i	改定後の様式で改めて届出を行う必要はない。					
		(間) 改定前の届出様式で届出を行うことは可能か。	(令 6. 9.11 別添 2・問 2)					
		(答) 可能。						
		(間) 対立・左字ベーフマップ証価料(I) 撮影対立・	生宅ベースアップ評価料(I)を届け出ている医療機関又					
			る訪問看護ステーションが、その翌月以降に外来・在宅べ					
			プ評価料(Ⅱ),入院ベースアップ評価料又は訪問看護べ					
			どのような届出が必要か。 (令 6. 9.11 別添 2・問 3)					
		(答) それぞれ以下のとおり。						
			施設基準等に係る届出書」及び「外来・在宅ベースアップ					
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ースアップ評価料に係る届出書添付書類」の届出が必要					
			施設基準等に係る届出書」及び「歯科外来・在宅ベースア					
		ッノ評価科(Ⅱ)に係る庙田青伱竹青規」又は「八! 要	完ベースアップ評価料に係る届出書添付書類」の届出が必 					
			スアップ評価料(Ⅱ)の施設基準に係る届出添付書類」の					
		届出が必要						
		(間) 問3 [上記] の場合において、修正した「賃金改善計画書」を提出する必要はあるか。						
		(令 6. 9.11 別添 2・問 4)						
		(答) 既に外来・在宅ベースアップ評価料(I), 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I) 又は訪問看護ベースア						
		ッフ評価料(1)の届出を行った際に提出かなされてはないが、再度地方厚生(支)局長に提出しても差し	ているため, 修正した「賃金改善計画書」の提出は必須で ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・					
		はないが、竹及地刀序主(又) 内区に近山しても左に	ンス へ 'みヾ゚ ₀					
		(間) 「ベースアップ評価料」を算定する医療機関又は記	訪問看護ステーションにおいて,既に提出した「賃金改善					
		計画書」に記載している内容に変更が生じた際も問く	1 [上記] と同様の取扱いとなるのか。					
			(令 6. 9.11 別添 2・問 5)					
		(答) そのとおり。						

- (問) 「ベースアップ評価料」を算定する医療機関又は訪問看護ステーションが、届出の取り下げを行った場合に おいても「賃金改善実績報告書」を提出する必要はあるか。 (令 6.9.11 別添 2・問 6)
- **(答)** ベースアップ評価料の届出を取り下げた場合も、翌年度の8月において、ベースアップ評価料を算定していた期間に係る賃金改善実績報告書を提出すること。
- (間) 「診療報酬の算定方法」別表第一医科診療報酬点数表(以下「医科点数表」という。)における「O000」看護職員処遇改善評価料、別表第二歯科診療報酬点数表(以下「歯科点数表」という。)における「P000」看護職員処遇改善評価料(以下「看護職員処遇改善評価料」という。),医科点数表における「O100」外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び「O102」入院ベースアップ評価料、歯科点数表における「P100」歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)及び「P102」入院ベースアップ評価料(Ⅱ)及び「P102」入院ベースアップ評価料並びに「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法」における「06」訪問看護ベースアップ評価料(以下「ベースアップ評価料」という。)の施設基準において、賃金の改善を実施する項目以外の賃金項目(業績等に応じて変動するものを除く。)の水準を低下させてはならないとされているが、令和6年人事院勧告を踏まえ、配偶者手当の段階的廃止及び地域手当の引下げを行う場合においても、看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料は算定可能か。

(令 6.11.5「処遇改善・ベースアップ評価料」問1)

(答) 令和6年人事院勧告を踏まえ、一部の対象職員の賃金水準が低下した場合であっても、当該医療機関全体の賃金総額にかかる要件を含め、看護職員処遇改善評価料又はベースアップ評価料の要件を満たしていれば算定可能である。すなわち、当該医療機関全体の賃金改善の総額が看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料を算定することによって得られる収入の総額以上となるようにしなければならない。

なお、この場合において、既に看護職員処遇改善評価料又はベースアップ評価料の届出を行っている保険医療機関については、修正した「賃金改善計画書」の提出は必須ではないが、再度地方厚生(支)局長に提出しても差し支えない。

- (間) 問1 [上記] の場合において、賃金の改善を判断する際の①当該評価料による賃金の改善措置が実施されなかった場合の賃金総額又は給与総額、②当該評価料による賃金の改善措置が実施された場合の賃金総額又は給与総額はどのように考えればよいか。 (令 6.11.5「処遇改善・ベースアップ評価料」問2)
- (答) ①は各医療機関における賃金改善措置及び令和6年人事院勧告を踏まえた配偶者手当の段階的廃止・地域手当の引下げが行われる前の賃金総額又は給与総額,②は各医療機関における賃金改善措置及び令和6年人事院勧告を踏まえた配偶者手当の段階的廃止・地域手当の引下げを行った後の賃金総額又は給与総額とする。すなわち,賃金改善の総額は②から①を引いた金額となる。
- (間) 看護職員処遇改善評価料の施設基準において、「届出時点の計画を上回る収入が生じた場合又は看護職員が減った場合であって、当該計画に基づく収入の3分の2以上を賃金の改善措置を行っている場合に限り、当該差分については、翌年度の12月までに賃金の改善措置を行えばよいものとする。」とあるが、翌年度の8月時点で、前年度の収入にかかる賃金の改善措置が完了していない場合、賃金改善実績報告書の作成はどのように行えばよいか。 (令 6.11.5「処遇改善・ベースアップ評価料」問3)
- (答) 翌年度の8月に、その時点における前年度の収入にかかる賃金の改善措置の状況にかかる賃金改善実績報告書を作成し、地方厚生(支)局長に報告すること。その上で、翌年度の1月までに当該賃金の改善措置完了後の状況について、改めて地方厚生(支)局長に報告すること。
- (間) ベースアップ評価料において、賃金の改善については、算定開始月から実施する必要があるか。 (令 6.11.5「処遇改善・ベースアップ評価料」問4)
- (答) 原則算定開始月から賃金改善を実施し、算定する月においては実施する必要がある。なお、令和6年4月より賃金の改善を行った保険医療機関又は訪問看護ステーションについては、令和6年4月以降の賃金の改善分についても、当該評価料による賃金改善の実績の対象に含めてよい。

ただし、届出時点において「賃金改善計画書」の作成を行っているものの、条例の改正が必要であること等 やむを得ない理由により算定開始月からの賃金改善が実施困難な場合は、同年度末までに算定開始月まで遡及 して賃金改善を実施する場合に限り、算定開始月から賃金改善を実施したものとみなすことができる。

なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和6年3月28日事務連絡)別添2の問6 は廃止する

		は発止する。	
613	右段上か	(平 18. 3. 6 厚生労働省告示第 107 号)	(平 18. 3. 6 厚生労働省告示第 107 号)
	ら 18 行目	(最終改正; 令 6. <u>5</u> . <u>31</u> 厚生労働省告示第 <u>207</u> 号)	(最終改正; 令 6. <u>9</u> . <u>25</u> 厚生労働省告示第 <u>303</u> 号)
617	右段下か	[前略] メトトレキサート製剤, チルゼパチド製剤, ビ	[前略] メトトレキサート製剤, チルゼパチド製剤, ビ
	ら6行目	メキズマブ製剤 (4週間 <u>に1回</u> 投与する場合 <u>に限る</u> 。),	メキズマブ製剤(4週間 <u>を超える間隔で</u> 投与する場合 <u>を</u>
		[後略]	<u>除く</u> 。), [後略]
791	右段下か	13 1から4までに掲げる内法の規定の適用について,	13 1から <u>6</u> までに掲げる内法の規定の適用について,
	ら 25 行目	平成26年3月31日において、現に当該管理料の届出	平成26年3月31日において,現に当該管理料の届出
		を行っている保険医療機関については,当該治療室の	を行っている保険医療機関については,当該治療室の
		増築又は全面的な改築を行うまでの間は、当該規定を	増築又は全面的な改築を行うまでの間は、当該規定を
		満たしているものとする。	満たしているものとする。
888	右段上か	ア 病理診断管理加算又は口腔病理診断管理加算の届	ア 病理診断管理加算,悪性腫瘍病理組織標本加算又は
	ら 13 行目	出を行っている施設であること。	口腔病理診断管理加算の届出を行っている施設であ
			ること。

958	下段様式	※本追補6頁の様式に差し替える。
967	様式	※本追補7頁~30頁の様式に差し替える。
~		
978		
1030	表・項番	※本追補4頁・5頁の通り修正する。
~	7,11,17,	
1033	18,47	
1044	下から1行	※後ろに1行空け,以下を加える。
	目後	【編注・令和6年 11 月1日医療課事務連絡による経過措置;令和6年 10 月1日医療課事務連絡(本書の令和6年)
		11月の追補による修正)により一部訂正が行われた別表 I の項番 7, 11, 17, 18, 47 については, 令和 7年 3月
		31日までの間に限り、従前の記載内容としても差し支えない。】

「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について (令和6年3月27日保医発0327第5号)

別添1

「診療報酬請求書等の記載要領等について」 (昭和51年8月7日保険発第82号) の 一部改正について

別表 I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧(歯科)

加衣	. 1 112	W/ TK H/II // 1/	和書の「摘安」 懶への記		(四年)			
項番	区分	診療行為名称等	記 載 事 項	レセプト電算処理 システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言	紙 セ の み 記 載	令和6 年6月1 日適用	
7 A000	4000	歯科診療特 別対応加算	- (診療に要した時間に係る加算 を算定する場合)	851100077	診療の開始時間(歯科診療特別対応加算) ;hh"時"mm"分"		※	
,	1000	1、2及び 3	診療の開始時間及び終了時間を 記載すること。	851100078	診療の終了時間(歯科診療特別対応加算) ; h h "時" mm"分"		※	
		歯科診療特		<u>CA002</u> (301000470)	歯科診療特別対応加算1(初診)***分	<u>O</u>		
<u>7–2</u>	<u>A000</u>	<u>別対応加算</u> 1、2及び	診療時間を記載すること。	<u>CA003</u> <u>(301000570)</u>	歯科診療特別対応加算2(初診)***分	<u>O</u>		
		<u>3</u>		<u>CA261</u> (301122870)	歯科診療特別対応加算3(初診)***分	<u>O</u>		
11	A002	描科診療特 別対応加算	<u>(診療に要した時間に係る加算</u> を算定する場合)	851100077	診療の開始時間(歯科診療特別対応加算) ; h h "時" mm"分"		※	
11		1、2及び 3	診療の開始時間及び終了時間を 記載すること。	851100078	診療の終了時間(歯科診療特別対応加算) ;h h "時" mm"分"		※	
	<u>A002</u>	<u>歯科診療特</u> 別対応加算 1、2及び		<u>CA015</u> (301001970)	歯科診療特別以応加算1(再診)***分	<u>O</u>		
<u>11-2</u>				<u>CA271</u> <u>(301123970)</u>	歯科診療特別内応加算2(再診)***分	<u>O</u>		
		<u>3</u>		<u>CA272</u> (301124070)	歯科診療特別以応加算3(再診)***分	<u>O</u>		
				がん等に係る放射線治療又は化 学療法の実施年月日又は予定年	850100470	放射線治療等実施年月日 (周3); (元号) yy"年"mm"月"dd"日"		
					月日を記載すること。	850100306	放射線治療等予定年月日 <u>(周3)</u> ;(元号) yy"年"mm"月"dd"日"	
		周術期等口	緩和ケアの場合はその旨を記載 すること。	820101015	緩和ケア (周3)			
17	B000-8	腔機能管理 料(Ⅲ)	集中治療室での治療後の一連の 治療を実施している患者の場合 はその旨を記載すること。	<u>820101327</u>	集中治療室(周3)		<u>*</u>	
			(長期管理加算を算定する場合) B000-5に掲げる周術期等 口腔機能管理計画策定料の算定 年月日を記載すること。	850190244	周術期等口腔機能管理計画策定料算定年 月日(周術期等口腔機能管理料周3(長期 管理加算 <u>)</u>);(元号)yy"年"mm"月"dd"日"		*	

			- (放射線治療等を実施する患者 に対して算定する場合) B 0 0 0 = 5 に掲げる周術期等 口腔機能管理計画策定料の算定 年月日を記載すること。	850190245	周術期等口腔機能管理計画策定料算定年 月日(周術期等口腔機能管理料(4)); (元号)yy"年"mm"月"dd"目"	※
			がん等に係る放射線治療又は化	<u>850190277</u>	<u>放射線治療等実施</u> 年月日(周4);(元号) yy"年"mm"月"dd"日"	<u>*</u>
		周術期等口	学療法の実施年月日又は予定年 月日を記載すること。	<u>850190278</u>	<u>放射線治療等予定年月日(周4);(元号)</u> <u>yy"年"mm"月"dd"日"</u>	<u>*</u>
18	B000-9	腔機能管理 料(IV)	緩和ケアの場合はその旨を記載 すること。	820101015 820101328	緩和ケア_(周4)_	*
			集中治療室での治療又はその後 の一連の治療を実施している患 者の場合はその旨を記載するこ と。	<u>820101329</u>	集中治療室(周4)	<u>*</u>
			(長期管理加算を算定する場合) B000-5に掲げる周術期等 口腔機能管理計画策定料の算定 年月日を記載すること。	850190246	周術期等口腔機能管理計画策定料算定年 月日(<mark>周術期等口腔機能管理料(4)周4 _(長期管理加算<u>)</u>);(元号)yy"年"mm"月 "dd"日"</mark>	*
			訪問歯科衛生指導を行った日付	853100012	訪問歯科衛生指導日及び開始時刻;dd"日" hh"時"mm"分"	
			及び指導の実施時刻 (開始時刻と 終了時刻) を記載すること。	853100013	訪問歯科衛生指導日及び終了時刻;dd"日" hh"時"mm"分"	
					(町各)	
47	C001	2001 計問歯科衛・生指導科	(訪問歯科衛生指導料と同月に 歯科訪問診療料がない場合) 直近の歯科訪問診療料の算定年 月日を記載すること。	850100316	歯科訪問診療料前回算定年月日;(元号) yy″年″mm″月″dd″日″	
			緩和ケアの場合はその旨を記載 すること。	820101015 820101330	緩和ケア <u>(訪衛指)</u>	*

様式 79 の 2

保険医療機関間の連携による病理診断の施設基準に係る届出書添付書類標本等の送付・送信側(検体採取が行われる保険医療機関)

1 保険医療機関の所在地及び名称	
2 5年以上の経験を有し、病理標本作製を行うことがで	可能な常勤の検査技師の氏名等
① 病院の場合(当該病院の常勤検査技師)	
常勤検査技師の氏名	経験年数
	年
② 上記に該当する常勤の検査技師がいない場合	
主たる衛生検査所名	
当該衛生検査所への年間委託件数	件
3 デジタル病理画像の作成・送信を行うために必要	な装置・器具の一覧(製品名等)
·	·

標本等の受取・受信側(病理診断が行われる保険医療機関)

	休陕医療機関の所任地及び名称									
2	病理診断管理加算、悪性腫瘍病理組織標	本加算又は「	口腔病理診断	听管理加 算	算の届出状況) 5				
Ē	該当するものに〇をつけること。)									
	病理診断管理加算 (12)の届出年月日 (年月日日)									
	悪性腫瘍病理組織標本加算の届出年月日	(年	月	日)						
		届出年月日		月_	日)					
3	医療機関の種類(①、②又は③の該当す	るものを記え	入)							
1	病院の場合									
	• 特定機能病院	承認年月日	年	月	日					
	・臨床研修指定病院	指定年月日	年	月	日					
	・へき地医療拠点病院	指定年月日	年	月	日					
2	「基本診療料の施設基準等」別表第6の2	に掲げる地域	或に所在する	医療機関	J					
3	病理診断科を標榜する保険医療機関の場	合								
	保険医療機関指定	三年月日	年	月	日					
4	病理診断を専ら担当する常勤の医師又は	歯科医師のほ	5.名等							
	常勤の医師又は歯科医師の氏名	勤務時間	病理診断	を専ら担	当した経験	年数				
		時間				年				
		時間				年				
		時間				年				

特掲診療料の施設基準に係る届出書

	険薬局コート						
連絡	_						
•—	当者氏名:						
電記	舌番号 :						
(届出	事項)						
						の施設基準に係る	届出
↓チェי	ックをしてく	ださい。す	でなる基準!	に適合していな	:い場合には届出	ができません。	
	当該届出を行 基づくものに				原に関し、不正又は	不当な届出(法令の規	定に
					見則並びに療担基準 にく、かつ現に違反	に基づき厚生労働大臣 していないこと。	が定
	当該届出を行 第72条第1項 為が認められ	の規定に基	づく検査等の約	建康保険法第78第 結果、診療内容Σ	等1項及び高齢者 に診療報酬の請求	の医療の確保に関する に関し、不正又は不当	法律 な行
		の算定方法	に規定する入り	院患者数の基準に		び医師等の員数の基準 機関又は医師等の員数	
標訂	己について、」	上記基準の	すべてに適合	合しているので、	、別添の様式を溺	えて届出します。	
標記		上記基準の	すべてに適合	合しているので	、別添の様式を溺	えて届出します。	
	£	≢		В	、別添の様式を済	えて届出します。	
	保険医療機	≢	月 角	В	、別添の様式を済	えて届出します。	
	保険医療機	≢	月 角	在地	、別添の様式を済	えて届出します。	
	保険医療機及び名称	美関・保険	月 食薬局の所	在地		えて届出します。	
令和	保険医療機及び名称	美関・保険・保険 はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいまい はいま	月	在地	すること。	えて届出します。	

外来・在宅ベースアップ評価料(I) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

の施設基準に係る届出書添付書類

1	保険医療機関コード	
	保険医療機関名	

- 2 届出を行う評価料
- 3 外来医療等の実施の有無
 - □ 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(医科)
 □ 外来医療又は在宅診療を実施している保険医療機関(歯科)
- 4 対象職員(常勤換算)数

※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(医師及び歯科医師を除く。)をいう。

※ Oより大きい数であればよい。

- 1「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。
 なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。
- 2 「3」については、外来医療等の実施の有無について☑を記載すること。
 なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。
- 3 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。 常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定 労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該 常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。
- 4 本様式と合わせて「賃金改善計画書」を地方厚生(支)局へ提出すること。

外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)

歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)

)			
1 保険医療機関コード - 保険医療機関名					
2 届出を行う評価料				_	
		マップ評価料(Ⅱ ースアップ評価料			
3 該当する届出					
	算出	出を行う月(通知	1別表7を参照)		
□ 新規□ 区分	見 分変更	3月 〇 6	月 〇 9月	〇 12月	
* \$	新規の場合の「算	出を行う月」は以 ^っ	下のように考えます	r.	
1	ただし、各月の最 [;]	初の開庁日に届出	☆する場合には、そ	の前月を「届出する月」とみなします。	
			」の翌月から算定可		
	届出する月	算出を行う月			
	3月				
	4月	3月			
	5月				
	6月				
	7月	6月			
	8月				
	9月				
	10月	9月			
	11月				
	12月				
	1月	12月			
	2月				
4 対象職員(常勤換算)数	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
			人		
※ 原則2以上であるか					
対象職員(常勤換	算)数が2.0人未	₹満の場合、特別	定地域(※)に所	在する保険医療機関に該当するか。	
※「基本診療料の施	設基準等」別表第	六の二に掲げるは	也域		

5 社会保険診療等に係る収入金額(※)の合計額が、総収入の80/100を超えること。

※【記載上の注意】3を参照

の施設基準に係る届出書添付書類 (新規・3、6、9、12月の区分変更)

6	対象職員の給与総額、外来・在宅ベース	アップ評価料(I)等により算	算定され	ん点数の	見込み	、外来・在宅ベース	スアップ評価料(Ⅱ)
	等の区分の上限を算出する値(【B】)							
	(1)算出の際に用いる「対象職員の給与	総額」等の期間						
	①算出の際に用いる「対象職員の給与総	職員の給与総額」の対象期間(上記「3」の入力に連動)						
	□ 前年3月~2月 □ 前年6	月~5月	口 前年9	月~8月] [コ 前年	12月~11月	
	②対象職員の給与総額(対象期間の1月	当たりの平均)			/ *			
	※「対象職員の給与総額」については、賞	- おはウ切利弗容	生の声楽主色	円 - センナ <i>会</i>	(前回届)		ニート (ナーナミ) - 50 円 円	担当については除く)
	ボース 水水							羊収買用に りい (「よ)赤へ。/
	※ 新規届出時は前回届出時欄への記載(は不要。						
	(2) 外来·在宅ベースアップ評価料(I)	等の算定回数・	金額の見込	₽				
	【算出の際に用いる「外来・在宅ベースア				記「3」の <i>)</i>	し力に連	動)	
	□ 前年12月~2月 □ 3月~	5月	□ 6月~	8月	[□ 9月~	~11月	
	【対象期間の1月当たりの平均回数(実績	[)]						
	①初診料等の算定回数	_						
				回	(前回届)	出時		()
	②再診料等の算定回数			-		_		
					(前回届)	出時		回)
	③訪問診療料(同一建物以外)の算定回	 可数		-		_		
				回	(前回届)	出時		()
	④訪問診療料(同一建物)の算定回数			_				
				回	(前回届)	出時		回)
	⑤ 歯科 初診料等の算定回数							
				回	(前回届)	出時		回)
	⑥ <u>歯科</u> 再診料等の算定回数							
	_			回	(前回届日	出時		回)
	⑦ <u>歯科</u> 訪問診療料(同一建物以外)の第	章定回数		_				
				回	(前回届)	出時		回)
	⑧ <u>歯科</u> 訪問診療料(同一建物)の算定[旦数		_	/ *			E)
	V		- \ <u>- \</u> - \-	_ - : 1\ #=1	(前回届)	_		回)
	※ 算出対象期間の1月当たりの平均の算		二位を四括カ	人)を記	載すること。			
	※ 自由診療の患者については、計上しない 公費負担医療や労災保険制度等、診療	-	- て医病患が	年中ナム	フ虫老につ	1.7H :	≞⊥ L→·フ	
	※ 新規届出時は前回届出時欄への記載() (区僚負か	昇止され	る忠有にノ	6, CI4*!	引上90。	
	※ 利成海山時は前凹海山時棟への記載(【合計】	ふ小女 。						
	▶□□□ 】 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等 <i>0</i>) 質定同数目:3.	Z 1					
		0.0			(前回届)	出時	0.0	()
	外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の						0.0	<u></u> Ш/
	THE STATE OF THE PROPERTY OF T	0.0		点	(前回届)	出時	0.0	点)
				,		- •		****
	(3) 外来·在宅ベースアップ評価料(I)	等により行われ	る給与の改	善率				
					(前回届)	出時)

(4) 【B】の値

	対象職員の給与総額×1分2厘 - (外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び	
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定される点数の見込み)×10円	J
(D)_	外来·在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数の見込み×8)
[B]=	+ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)口の算定回数の見込み	
	+ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)イの算定回数の見込み×8	×10円
	+ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)ロの算定回数の見込み	

7 前回届け出た時点との比較

対象職員の給与総額(6(1))の変化は1割以内である。
外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される点数の見込み($6(2)$)の変化は1割以内である。
外来・在宅ベースアップ評価料 (II)等の算定回数の見込み ($6(2)$)の変化は1割以内である。
【B】の値(6(4))の変化は1割以内である。

※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要。

- 8 6により算出した【B】に基づき、該当する区分
 - (1) 算定が可能となる区分

(2) 届出する区分(いずれかを選択)								
	•	届出無し						
	0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1						
	0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2						
	0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3						
	0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4						
	0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5						
	0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6						
	0	外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7						
		外来・在字ベースアップ評価料(II)8						

算定不可

算定不可

(前回届出時

•	届出無し
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)1
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)2
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)3
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)4
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)5
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)6
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)7
0	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)8

【記載上の注意】

- 1「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。 なお、いずれにも該当する保険医療機関にあっては、いずれも☑を記載すること。
- 2 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。 常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定 労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該 常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。
- 3 「5」の「社会保険診療等に係る収入金額」については、社会保険診療報酬のほか、労災保険制度等の収入が含まれる。
- 4 「6」(1)②「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員報酬については除く。)。

また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。

- 5「6」(2)「①初診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・医科点数表区分番号(以下5~8において、単に「区分番号」という。)A000に掲げる初診料
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1のイ若しくは2のイ

- ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(1)、1の口の(1)、2のイの(1)若しくは2の口の(1)
- 6 「6」(2)「②再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ·区分番号A001に掲げる再診料
 - ・区分番号A002に掲げる外来診療料
 - ・区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本料の1
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - •区分番号B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(2)、1の口の(2)、2のイの(2)若しくは2の口の(2)
 - ・区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 7 「6」(2)「③訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料(訪問診療を行った場合に限る。)
- 8「6」(2)「④訪問診療料(同一建物に係る算定回数)」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)
- 9「6」(2)「⑤歯科初診料等に係る算定回数」については、歯科点数表区分番号(以下9~12において、単に「区分番号」という。) A000に掲げる初診料の合計算定回数を記載すること。
- 10「6」(2)「⑥歯科再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号A002に掲げる再診料
 - ・区分番号B004-1-6に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B004-1-7に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B004-1-8に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 11「6」(2)「⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の
 - 1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合を除く。)の合計算定回数を記載すること。
- 12 「6」(2)「⑧ 歯科訪問診療料(同一建物)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合。)
 - ・区分番号C000の2に掲げる歯科訪問診療料の2 歯科訪問診療2
 - ・区分番号C000の3に掲げる歯科訪問診療料の3 歯科訪問診療3
 - ・区分番号C000の4に掲げる歯科訪問診療料の4 歯科訪問診療4
 - ・区分番号C000の5に掲げる歯科訪問診療料の5 歯科訪問診療5
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注15
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注19

院ベースアップ		届出書添付書類	(新規・3、6	12月の区分変	

	人院ペース	アツフ評価料	の施設基準	≛に係る届	自出書添付	書	银 (新規・3、6	、9、12月の区分変更	.)
1	保険医療機関コー	- ド							
	保険医療機関名								
2	該当する届出								
		l c	算出を行う	月(通知別	表7を参照)			
		新規	〇 3月	〇 6月	〇 9月	0	12月		
		区分変更					J		
		新規の場合の「第							
							と 「届出する月」とみな	します。	
		ベースアップ評価			から算定可能	です	•		
		届出する月	算出を行う	A .					
		3月	٥٦						
		4月	3月						
		5月							
		6月	٥٦						
		7月	6月						
		8月							
		9月	٥٦						
		10月	9月						
		11月		-					
		12月	12月						
		2月	1275						
3	社会保険診療等に		(※)の今計	安百 おく 紅山	77 000 /	100	た恝ラスニレ		
J	* 【記載上の注		(本)の日前	行只力・、小心や	()(0)60/	100	で超えること。		
4			ミベーフアッ	プ証価料(T) 笙に トレ	首点	ミされる占数の目の	込み、入院ベースアップ言	4価料の区分
7	を算出する値(【C】		5 · X//	ノ IT IM 7 4(1/41007	, , , ,	ことれいる無数の元と	207, 7,00° · 7,7 7,7 6	下価が行りたり
	(1)算出の際に用		の給与総額	i (筌の期間	1				
	①算出の際に用い				_	ות	(連動)		
	□ 前年3月~		前年6月~		□ 前年9			年12月~11月	
	②対象職員の給与	5総額(対象期F	間の1月当た	-りの平均)					
						円	(前回届出時		円
	※「対象職員の	給与総額」につい	 ては、賞与や	法定福利費等	等の事業主負	!担分	を含めた金額を計上す		<u>—</u> については除く。)
					る賃金引上げ	分に	ついては、含めないこ	と。	
	※ 新規届出時に	ま前回届出時欄へ	の記載は不要	₹.					
	(2)外来・在宅ベー	- ママップ証価等	料(I)笙の1	首定同数。	全類の目は	<i>7</i> 1			
							出会数の対象期	間】(「2」の入力に連動)
	□ 前年12月~		3月~5月	11 111111111111111111111111111111111111	口 6月~			~ 11月	r
	D 83 7 1271	271	071 071		L 0/,	٠,,	۵,	,,	
	【対象期間の1月論	当たりの平均回	数(実績)】						
	①初診料等の算		201.001207.2						
	© 13 H2 11 13 14 31						(前回届出時		回)
	②再診料等の算	定回数				_	(1), —, —, ,		
	@134241434291	200					(前回届出時		()
	③訪問診療料(同	司一建物以外)	 の算定回数			_	(1), —, —, ,		
	Carryne Mari (1	12:27/17				回	(前回届出時		()
	④訪問診療料(同	司一建物)の質	 定回数			_			
	Carryne Mari ((前回届出時		()
	⑤歯科初診料等	の算定回数				-			
	J						(前回届出時		
	⑥歯科再診料等	の質定同数				_			(a)
	© — 1113 H2 411 T					_			回)
		W#.CDX					(前回届出時		
	⑦歯科訪問診療		 J外)の复定	回数		回	(前回届出時		(a)(b)(c)(d)(d)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)(e)<l< td=""></l<>
	⑦歯科訪問診療		 J外)の算定	回数			(前回届出時		

□

(前回届出時

回)

- ※ 算出対象期間の1月当たりの平均の算定回数(小数点第二位を四捨五入)を記載すること。
- ※ 自由診療の患者については、計上しない。
 - 公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。
- ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

【合計】

外来·在宅ベースアップ評価料(I)等の算定回数見込み

	0.0		(前回届出時	0.0	回)
外来・在宅ベースアップ評価料(I)等0) り算定により算定される点数	数の見	込み		='
	0.0	点	(前回届出時	0.0	点
(3) 外来・在宅ベースアップ評価料(I)	等により行われる給与のご	收善率			
(4) 延べ入院患者数					
【対象期間の1月当たりの平均】					
		人月	(前回届出時		人月
※ 算出対象となる期間の1月当たりの延べ	く入院患者数の平均の数値(小	数点第二	ニ位を四捨五入)を	記載すること。	

※ 自由診療の患者については、計上しない。

公費負担医療や労災保険制度等、診療報酬点数表に従って医療費が算定される患者については、計上する。

- ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。
- ※ 対象期間の1月当たりの平均延べ入院患者数が30人月未満である場合については、外来・在宅ベースアップ評価料(I)又は歯科外来・ 在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)を届け出ても差し支えない。ただし、その場合は入院ベースアップ評価料を届け出ないこと。

(5) 【C】の値 (前回届出時) 対象職員の給与総額×2分3厘 - (外来・在宅ベースアップ評価料(I)及び [C]=歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)により算定される点数の見込み)×10円 当該保険医療機関の延べ入院患者数×10 円

5 前回届け出た時点との比較

□ 対象職員の給与総額(4(1))の変化は1割以内である。 □ 外来·在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される点数の見込み(4(2))の変化は1割以内である。 前回届出時と比較して、 □ 延べ入院患者数(4(4))の変化は1割以内である。 □ 【C】の値(4(5))の変化は1割以内である。

※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要。

6 4により算出した【C】に基づき、該当する区分

算定不可

【記載上の注意】

- 1「3」の「社会保険診療等に係る収入金額」については、社会保険診療報酬のほか、労災保険制度等 の収入が含まれる。
- 2「4」(1)②「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上 すること(ただし、役員報酬については除く。)。

また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。

- 3「4」(2)「①初診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・医科点数表区分番号(以下2~5において、単に「区分番号」という。)A000に掲げる初診料
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(1)、1の口の(1)、2のイの(1)若しくは2の口の(1)
- 4「4」(2)「②再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号A001に掲げる再診料
 - ・区分番号A002に掲げる外来診療料
 - ・区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本料の1
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(2)、1の口の(2)、2のイの(2)若しくは2の口の(2)
 - ・区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 5 「4」(2)「③訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料(訪問診療を行った場合に限る。)
- 6「4」(2)「④訪問診療料(同一建物に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。

- ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1の口若しくは2の口
- ・区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)
- 7 「4」(2)「⑤歯科初診料等に係る算定回数」については、歯科点数表区分番号(以下6~9において、単に「区分番号」という。) A000に掲げる初診料の合計算定回数を記載すること。
- 8「4」(2)「⑥歯科再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号A002に掲げる再診料
 - ・区分番号B004-1-6に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B004-1-7に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B004-1-8に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 9 「4」(2)「⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の
 - 1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合を除く。)の合計算定回数を記載すること。
- 10「4」(2)「⑧歯科訪問診療料(同一建物)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合。)
 - ・区分番号C000の2に掲げる歯科訪問診療2
 - ・区分番号C000の3に掲げる歯科訪問診療3
 - ・区分番号C000の4に掲げる歯科訪問診療4
 - ・区分番号C000の5に掲げる歯科訪問診療5
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注15
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注19

様式98

外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (Ⅱ) 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (Ⅱ) 入院ベースアップ評価料

「賃金改善実績報告書」

- 1. 「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」(「歯科外来・在宅ベース アップ評価料(I)」を含む)を算定する診療所(医科)または「外 来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)」(「歯科外来・在宅ベースアップ 評価料(Ⅱ)」を含む)を算定する有床診療所(医科)においては、別 添「(診療所)賃金改善実績報告書」を提出すること。
- 2. 「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)」(「外来・在宅ベース アップ評価料(I)」を含む)を算定する診療所(歯科)または「歯科 外来・在宅ベースアップ評価料(II)」(「外来・在宅ベースアップ評 価料(II)」を含む)を算定する有床診療所(医科)においては、別添 「(歯科診療所)賃金改善実績報告書」を提出すること。
- 3. 「外来・在宅ベースアップ評価料(I)」及び「入院ベースアップ評価料」算定する病院及び有床診療所においては、別添「(病院及び有床診所)賃金改善実績報告書」を提出すること。

(病院及び有床診療所)賃金改善計画書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1)賃金引上げの実施方法

- 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。 ○ 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。
- ※ 令和5年度との比較で、令和6年度と令和7年度で同じ水準の賃金引き上げを行う場合には、「一律の引上げを行う」を選択すること。 令和6年度のベースアップ評価料による算定金額の一部を繰り越すなどして、令和5年度との比較で、令和6年度と令和7年度で段階的な賃金改善を 行う場合には、「段階的な引上げを行う」を選択すること。

(2) 賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 1 ケ月

- ※ 「(3)ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
- ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

II-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

		TO STATE OF CHILDREN E (C)					
(4	-)算	定金額の見込み					0 F.
	外来	・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による算定金額の	見込み				0 円
	入院	ドベースアップ評価料による算定金額の見込み					0 F
		入院ベースアップ評価料の区分	(算定不可)	点数	- 点
		賃金改善実施期間における、入院基本料に係る算定回	数の見込み				0 🖪
	(5)令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ	記載)				0 F
(6)前	「年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)					0 F
(7	')算	[定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+	(6)]				0 F

^{「(7)} 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

Ⅱ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	円
(9)うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	0 円
(10) うち(9) 以外によるベア等実施分	円
(11) うち定期昇給相当分	円
(12) うちその他分【(8) - (9) - (10) - (11)】	0 円

- ※ 「賃金改善の見込み額」は、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
- ※「(10)うち(9)以外によるベア等実施分」については、ベースアップ評価料による算定金額以外の財源を活用して、当該年度においてベア等を 実施した分を記載すること。
- ※「(11)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。定期昇給の制度を設けていない医療機関は「O」と記載すること。
- ※「「(12)うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金や手当(毎月決まって支払われるものを除く。)等による賃金改善額となること。

- 〇 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。
- ※ 病院及び有床診療所(ベースアップ評価料(Ⅱ)を届出するものを除く。)においては、「Ⅲ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって 毎月支払われる手当)に係る事項」はIV~Ⅲの合計により計算されるものとする。
- ※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。
- ※ 年度更新及び区分変更等によりベースアップ評価料の賃金改善計画書を再度届出する場合、「賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善 実施期間(2)の開始月】」には、初回届出時点における「賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】」の金額 を記載すること。
- ※ 「うち定期昇給相当分」は、【賃金改善実施期間(2)の開始月】において定期昇給を実施する場合にのみ記載すること。それ以外の月に定期昇給を実施する場合、もしくは定期昇給の制度を設けていない医療機関は「0」と記載すること。

Ⅲ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(15) - (14)】	0 円
(17) うち定期昇給相当分	0 円
(18) うちベア等実施分	0 円
(19) ベア等による賃金増率【(18) ÷ (14)】	0.0 %

Ⅳ. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項

(20) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(21) 賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(22) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(22) - (21)】	0 円
(24) うち定期昇給相当分	円
(25) うちベア等実施分	円
(26) ベア等による賃金増率【(25) ÷ (21)】	0.0 %

V. 薬剤師の基本給等に係る事項

(27) 薬剤	師の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(28) 賃金	改善する前の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(29) 賃金	改善した後の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(30) 基本	給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(29)-(28)】	0 円
(31)	うち定期昇給相当分	円
(32)	うちベア等実施分	円
(33)	ベア等による賃金増率【 (32) ÷ (28) 】	0.0 %

VI. 看護補助者の基本給等に係る事項

(34) 看護補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間 (2) の開始月時点】	人
(35) 賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(36) 賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(37) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(36) - (35)】	0 円
(38) うち定期昇給相当分	円
(39) うちベア等実施分	円
(40) ベア等による賃金増率【(39) ÷ (35)】	0.0 %

▼1. 歯科衛生士の基本給等に係る事項(歯科診療を主とする病院、歯科大学付属病院、歯学部がある大学病院の場合に記入)

(41) 歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(42) 賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(43) 賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(44) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(43) - (42)】	0 円
(45) うち定期昇給相当分	円
(46) うちベア等実施分	円
(47) ベア等による賃金増率【(46) ÷ (42)】	0.0 %

畑. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(48) その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(49) 賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(50) 賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(51) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(50) - (49)】	0 円
(52) うち定期昇給相当分	円
(53) うちベア等実施分	円
(54) ベア等による賃金増率【(53) ÷ (49)】	0.0 %

【ベースアップ評価料対象外職種について】

以. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(55) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(56) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	円
(57) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(58) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(57) - (56)】	0 円
(59) うち定期昇給相当分	円
(60) うちベア等実施分	円
(61) ベア等による賃金増率【(60) ÷ (56)】	0.0 %

X. 事務職員の基本給等に係る事項

(62	2) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(63	3) 賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(64	1)賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(65	5) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(64)-(63)】	0 円
	(66) うち定期昇給相当分	円
	(67) うちベア等実施分	円
	(68) ベア等による賃金増率【(67) ÷ (63)】	0.0 %

XI. 賃金引上げを行う方法

(69) 賃上げの担保方法 □ 就業規則の見直し	□ 賃金規程の見直し	
□ その他の方法:具体的に()
(70) 賃金改善に関する規定内容(で	きる限り具体的に記入すること。)	

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名:

- 1 本計画書において、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 」及び「歯科外来・在宅ベース アップ評価料 (I) 」のことをいう。
- 2 「(1)賃金引上げの実施方法」は、該当する賃金引上げの実施方法について選択すること。
- なお、令和7年度に新規届出を行う場合については、「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。」を選択すること。
- 3 「(2)賃金改善実施期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
 - ただし、令和6年6月から本評価料を算定する場合にあっては、令和6年4月から開始として差し支えない。
- 4 「(3)ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
- 5 「(7) 算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9) うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
- 6 「(8)全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、 「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
- この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医療機関にあっては、前年度の対象職員の給 与総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。
- 7 「(10)うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や「看護職員処遇改善評価料」等によるベア等分を記載すること。
- 8 「(11)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合 にのみ記載すること。
- 9 「(13)対象職員の常勤換算数」(以降の設問の常勤換算数についても同様の定義)は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。なお、対象職員とはベースアップ評価料による賃金引き上げの対象となる職種をいう。

(歯科診療所) 賃金改善計画書(令和年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1)賃金引上げの実施方法

- 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
- 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。
- ※ 令和5年度との比較で、令和6年度と令和7年度で同じ水準の賃金引き上げを行う場合には、「一律の引上げを行う」を選択すること。 令和6年度のベースアップ評価料による算定金額の一部を繰り越すなどして、令和5年度との比較で、令和6年度と令和7年度で段階的な賃金改善を行う場合には、「段階的な引上げを行う」を選択すること。

(2) 賃金改善実施期間

令和 月 ~ 令和 年 月 1 ヶ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、 賃金引き上げを維持することを前提とすること。

(3) ベースアップ評価料算定期間

- ※ 「(3)ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
- ※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
- ※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

Ⅱ歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無

☑ 有

※ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等を届け出ない場合は、以下(4)の「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の 見込み」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み」は「(参考)賃金引き上げ計画書作成のため の計算シート(IIを算定しない診療所向け)」により計算を行うこと。

Ⅲ-1.歯科ベースアップ評価料による算定金額の見込み【(3)の期間中】

ш— г	图件ペースアッノ評価科による昇足金額の見込み (3)の期间中		
(4)	算定金額の見込み		0 円
歯	科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)等による算定金額の見込み		0 円
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)等の算定により算定される点数の見込み		0 点
歯			- 円
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (Ⅱ)等の区分及び点数 (届出なし) (イ) -	点 (口)	- 点
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(初診時等)の算定回数の見込み		- 回
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等(再診時等)の算定回数の見込み		- 0
(5) 令和7年度への繰越予定額(令和6年度届出時のみ記載)		円
(6)	前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)		円
(7)	算定金額の見込み(繰越額調整後)【(4)-(5)+(6)】		0 円

「(7)算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「(9)ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額【(2)の期間中】

(8) 全体の賃金改善の見込み額	円
(9)うちベースアップ評価料による算定金額の見込み【(7)の再掲】	0 円
(10) うち (9) 以外によるベア等実施分	円
(11)うち定期昇給相当分	円
(12) うちその他分【(8) - (9) - (10) - (11)】	0 円

- ※ 「賃金改善の見込み額」は、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
- ※「(10)うち(9)以外によるベア等実施分」については、ベースアップ評価料による算定金額以外の財源を活用して、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※ 「(11)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。定期昇給の制度を設けていない医療機関は「O」と記載すること。
- ※ 「(12)うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金や手当(毎月決まって支払われるものを除く。)等による賃金改善額となること。

- 〇 以下、基本給等総額については1ヶ月当たりの額を記載してください。
- ※ 「基本給等総額」には、給与のうち、基本給及び決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。
- ※ 年度更新及び区分変更等によりベースアップ評価料の賃金改善計画書を再度届出する場合、「賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善 実施期間(2)の開始月】」には、初回届出時点における「賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】」の金額を記載すること。
- ※ 「うち定期昇給相当分」は、【賃金改善実施期間(2)の開始月】において定期昇給を実施する場合にのみ記載すること。それ以外の月に定期昇給を実施する場合、もしくは定期昇給の制度を設けていない医療機関は「O」と記載すること。

Ⅳ.対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に	に徐る争垻
--------------------------------------	-------

(13) 対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(14) 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	円
(15) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(16) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(15) - (14)】	0 円
(17) うち定期昇給相当分	円
(18) うちベア等実施分	円
(19) ベア等による賃金増率【(18) ÷ (14)】	0.0 %

[^	ベースア	ッフ	『評価料対象外職種について	
----	------	----	---------------	--

	Z 16 12
V. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係	ລ an µe

(20) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	人
(21) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(22) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	円
(23) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(22) - (21)】	0 円
(24)うち定期昇給相当分	円
(25) うちベア等実施分	円
(26) ベア等による賃金増率【(25) ÷ (21)】	0.0 %

VI. 事務職員の基本給等に係る事項

(27) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間 (2) の開始月時点】	人
(28) 賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(29) 賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(30) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(29) — (28)】	0 円
(31) うち定期昇給相当分	円
(32) うちベア等実施分	円
(33) ベア等による賃金増率【(32) ÷ (28)】	0.0 %

Ⅷ 賃金引上げを行う方法

24. 貝並引上げを行う方法		
(34) 賃上げの担保方法		
□ 就業規則の見直し	□ 賃金規程の見直し	
□ その他の方法:具体的に()
(35) 賃金改善に関する規定内容(でき	る限り具体的に記入すること。)	
		_

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和	年	月	日	開設者名:	

- 1 本計画書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 」及び「外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 」のことをいう。
 - また、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)」及び「外来・在宅ベースアップ評価料(II)」のことをいう。
- 2 「(1)賃金引上げの実施方法」は、該当する賃金引上げの実施方法について選択すること。 なお、令和7年度に新規届出を行う場合については、「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。」を選択すること。
- 3 「(2)賃金改善実施期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
 - ただし、令和6年6月から本評価料を算定する場合にあっては、令和6年4月から開始として差し支えない。
- 4 「(3)ベースアップ評価料算定期間」は、原則4月(年度の途中で当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定開始した月)から翌年の3月までの期間をいう。
- 5 「(7)算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に 充て、下記の「(9)うちベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。
- 6 「(8)全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
 - この際、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」についての算出が困難である保険医療機関にあっては、前年度の対象職員の給与 総額の実績を元に概算するなど、合理的な方法による計算として差し支えない。
- 7 「(10)うち(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や「看護職員処遇改善評価料」等によるベア等分を 記載すること。
- 8 「(11)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合に のみ記載すること。
- 9 「(13)対象職員の常勤換算数」(以降の設問の常勤換算数についても同様の定義)は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。なお、対象職員とはベースアップ評価料による賃金引き上げの対象となる職種をいう。

(病院及び有床診療所) 賃金改善実績報告書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1)	(哲全 21	上げの実施方法
(1)		1 1 1 1 1 1 2 m 7 7 7

○ 令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。 ○ 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

(2) 賃金改善実施期間

令和	年	月	~ 令和	年	月	1	ヶ月

(3) ベースアップ評価料算定期間

ı	令和	年	月	~ 令和	年	月	1	ヶ月

Ⅱ. 入院ベースアップ評価料の実績額【(3)の期間中】

<u>II.</u>	入院ベース	アップ評価料	料の実績額【(3)の期間中】							
(4)	入院ベー	スアップ評価	5料の区分								
			算定期	間				点数の区分		点数	
	a 令和	年	月 ~	令和	年	月		算定不可		– _F	봈
	b 令和	年	月 ~	令和	年	月				– _F	点
	c 令和	年	月 ~	令和	年	月				– _F	¥
	d 令和	年	月 ~	令和	年	月				– _F	¥
(5)	算定回数	,				-					
				算定	期間					算定回数	
	a 令和	年	月 ~	令和	年	月				Į.	
	b 令和	年	月 ~	令和	年	月				<u>[</u>	교
	c 令和	年	月 ~	令和	年	月				<u>[</u>	교
	d 令和	年	月 ~	令和	年	月				<u>[</u>	回
	計									<u>[</u>	
(6)	入院ベー	スアップ評価	5料による収入の	実績額							
				算定	期間					実績額	
	a 令和	年	月 ~	令和	年	月				F	9
	b 令和	年	月 ~	令和	年	月				F	9
	c 令和	年	月 ~	令和	年	月				F	9
	d 令和	年	月 ~	令和	年	月				F	9
	e 令和7年度への繰り越し予定額									F	9
	f前年度	からの繰越額	頁(令和7年度届	出時のみ記載)						F	9
	計	·								F	日

Ⅲ. 全体の賃金改善の実績額【(2)の期間中】

(7) 全体の賃金改善の実績額	円
(8) うち 外来・在宅ベースアップ評価料 (I)等 による算定実績	円
(9) うち 入院ベースアップ評価料による算定実績【 (4)の再掲】	円
(10) (8) 及び(9) における令和7年度への繰り越し予定額	円
(11) ベースアップ評価料の前年度からの繰越額(令和7年度届出時のみ記載)	円
(12) うち (8) 及び (9) 以外によるベア等実施分	円
(13) うち定期昇給相当分	円
(14) うちその他分【(7) - (8) - (9) - (10) - (11) - (12) - (13)】	0 円
(15) (8) 及び(9) について全てベア等実施分に充当しているか。	

問題あり

- ※「(7)全体の賃金改善の実績額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「実際の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「(8) うち外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による算定実績」及び「(9) うち入院ベースアップ評価料による算定実績」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充てること。
- ※「(12)うち(8)及び(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や新たに「看護職員処遇改善評価料」等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※「(13)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- ※ 「(14)うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。
- 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(16)	対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人				
(17)	賃金改善する前の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0 円				
(18)	賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	円				
(19)	(19) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(18)-(17)】					
	(20) うち定期昇給相当分	円				
	(21) うちベア等実施分	円				
	(22) ベア等による賃金増率【(21) ÷ (17)】	0.0 %				

V.看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項

(23)) 看護職員等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(24)) 賃金改善する前の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(25)) 賃金改善した後の看護職員等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(26)	基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(25)- (24)】	0 円
	(27) うち定期昇給相当分	円
	(28) うちベア等実施分	円
	(29) ベア等による賃金増率【(28)÷(24)】	0.0 %

VI. 薬剤師の基本給等に係る事項

(30)	薬剤師の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(31)	賃金改善する前の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(32)	賃金改善した後の薬剤師の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(33)	基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(32)-(31)】	0 円
	(34) うち定期昇給相当分	円
	(35) うちベア等実施分	円
	(36) ベア等による賃金増率【(35)÷(31)】	0.0 %

Ⅶ. 看護補助者の基本給等に係る事項

(37)) 看護補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人				
(38)) 賃金改善する前の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円				
(39)) 賃金改善した後の看護補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円				
(40)	(40) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(39) - (38)】					
	(41) うち定期昇給相当分	円				
	(42) うちベア等実施分	円				
	(43) ベア等による賃金増率【(42)÷(38)】	0.0 %				

Ⅲ. 歯科衛生士の基本給等に係る事項(歯科診療を主とする病院、歯科大学付属病院、歯学部がある大学病院の場合に記入)

(44)歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人			
(45)賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0 円			
(46)賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	円			
(47	(47) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(46) - (45)】				
	円				
	(49) うちベア等実施分	円			
	(50) ベア等による賃金増率【(49) ÷ (45)】	0.0 %			

区. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(51)	その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(52)	賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0 円
(53)	賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	円
(54)	基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(53)-(52)】	0 円
	(55) うち定期昇給相当分	円
	(56) うちベア等実施分	円
	(57) ベア等による賃金増率【(56)÷(52)】	0.0 %

【ベースアップ評価料対象外職種について】

X. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(58) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(59) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(60) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(61) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(62) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	円
(63) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(61)—(59)】	0 円
(64) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(62) - (60)】	0 円
(65) うち定期昇給相当分	円
(66) うちベア等実施分	円
(67) ベア等による賃金増率【(66)÷(60)】	0.0 %

XI. 事務職員の基本給等に係る事項

4. 予仿帳員の本本和寺に床る予境					
(68) 事務職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点)	0.0 人				
(69) 賃金改善する前の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 円				
(70) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)	0 円				
(71) 賃金改善した後の事務職員の給与総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)					
(72) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月)					
(73) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(71)—(69)】	0 円				
(74) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(72) - (70)】	0 円				
(75) うち定期昇給相当分	円				
(76) うちベア等実施分	円				
(77) ベア等による賃金増率【(76)÷(70)】	0.0 <mark>%</mark>				

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

п	在	В	盟設者名·

- 1 本報告書において、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 」及び「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 」のことをいう。
- 2 本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」及び「入院ベースアップ評価料」のことをいう。
- 3 「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して

(歯科診療所) 賃金改善実績報告書(令和 年度分)

保険医療機関コード	
保険医療機関名	

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

(1)賃金引上げの実施方法

令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

(2)賃金改善実施期間

月 ~ 令和 令和 月 ヶ月

(3) ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月

Ⅱ歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の届出有無

☑ 有

(11 1:	(Ⅱに該当する場合)外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等の実績額【(3)の期間中】													
(4)	歯	科外来・右	E宅ベースア	ップ評値	西料	(Ⅱ)等(の区分							
				算	定期	間		点数の区分	(イ)	i	(口)			
	a 令和 年 月 ~ 令和 年 月									点		点		
	b	令和	年	月	~	令和		年	月			点		点
	С	令和	年	月	~	令和		年	月			点		点
	d	令和	年	月	~	令和		年	月			点		点
(5)	(5)算定回数													
				算	定期	間				(イ)の算定回数	(\Box) σ)算定回数	
	а	令和	年	月	~	令和		年	月					回
	b	令和	年	月	~	令和		年	月					口
	С	令和	年	月	~	令和		年	月					
	d	令和	年	月	~	令和		年	月]			回
									計	0 [0	回
(6)	歯	科外来・右	E宅ベースア	ップ評値	西料	(Ⅱ)等	による収ん	入の	実績額					
				算	定期	間				(イ)の実績額		(D)	の実績額	
	а	令和	年	月	~	令和		年	月	P	3			円
	b	令和	年	月	~	令和		年	月	P	3			円
	С	令和	年	月	~	令和		年	月	P	3			円
	d	令和	年	月	~	令和		年	月	P	3			円
	е	令和7年	度への繰り越	退し予定	額		•							円
	f	前年度か	らの繰越額	【令和7	年度	届出時の	み記載】							円
											+		0	円

Ⅲ. 全体の賃金改善の実績額【(2)の期間中】

(7)全体の賃金改善の実績額	円
(8) うち 歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等 による算定実績	円
(9) うち 歯科外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅱ)等 による算定実績【(4)の再掲】	0 円
(10) (8) 及び(9) における令和7年度への繰り越し予定額	円
(11) ベースアップ評価料の前年度からの繰越額【令和7年度届出時のみ記載】	円
(12) うち (8) 及び (9) 以外によるベア等実施分	円
(13) うち定期昇給相当分	円
(14) うちその他分【(7) - (8) - (9) - (10) - (11) - (12) - (13)】	0 円
(15) (8)及び(9)について全てベア等実施分に充当しているか。	

問題あり

- ※「(7)全体の賃金改善の実績額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「実際の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「(8) うち外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等による算定実績」及び「(9) うち入院ベースアップ評価料による算定実績」に ついては、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充てること。
- ※ 「(12)うち(8)及び(9)以外によるベア等実施分」については、医療機関等における経営上の余剰や新たに「看護職員処遇改善評価料」等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※「(13)うち定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。 なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- ※ 「(14) うちその他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

○ 以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

(16) 亥	対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人		
(17) 賃	0 円			
(18) 賃	(18) 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】			
(19)基	(19) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(18) - (17)】			
(20) うち定期昇給相当分	円		
(21) うちベア等実施分	円		
()	22) ベア等による賃金増率【 (21) ÷ (17)】	0.0 %		

V. 歯科衛生士の基本給等に係る事項

	(29) ベア等による賃金増率【(28)÷(24)】	0.0 %		
	(28) うちベア等実施分	円		
	(27) うち定期昇給相当分	円		
(26)	(26) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(25) - (24)】			
(25)	賃金改善した後の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円		
(24)	賃金改善する前の歯科衛生士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円		
(23)	歯科衛生士の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人		

VI. 歯科技工士の基本給等に係る事項

(30) 歯科技工士の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(31) 賃金改善する前の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(32) 賃金改善した後の歯科技工士の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(33) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(32) - (31)】	0 円
(34) うち定期昇給相当分	円
(35) うちベア等実施分	円
(36) ベア等による賃金増率【(35)÷(31)】	0.0 %

Ⅶ. 歯科業務補助者の基本給等に係る事項

(37))歯科業務補助者の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(38))賃金改善する前の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(39))賃金改善した後の歯科業務補助者の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(40))基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(39)-(38)】	0 円
	(41) うち定期昇給相当分	円
	(42) うちベア等実施分	円
	(43) ベア等による賃金増率【(42) ÷ (38)】	0.0 %

Ⅲ. その他の対象職種の基本給等に係る事項

(44)	その他の対象職種の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人			
(45)	賃金改善する前のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0 円			
(46)	賃金改善した後のその他の対象職種の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	円			
(47)	(47) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(46) - (45)】				
	(48) うち定期昇給相当分	円			
	(49) うちベア等実施分	円			
	(50) ベア等による賃金増率【(49) ÷ (45)】	0.0 %			

【ベースアップ評価料対象外職種について】

IX. 40歳未満の勤務医師、勤務歯科医師の基本給等に係る事項

(51) 40歳未満の勤務医師等の常勤換算数【賃金改善実施期間(2)の開始月時点】	0.0 人
(52) 賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	0 円
(53) うち賃金改善する前の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(54) 賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(55) うち賃金改善した後の40歳未満の勤務医師等の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(56) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(54) - (52)】	0 円
(57) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(55) - (53)】	0 円
(58) うち定期昇給相当分	円
(59) うちベア等実施分	円
(60) ベア等による賃金増率【(59) ÷ (53)】	0.0 %

X. 事務職員の基本給等に係る事項

1. W.W.X. (1 1) 4 1 1) 5	
(61) 事務職員の常勤換算数【賃金改善実施期間 (2) の開始月時点】	0.0 人
(62) 賃金改善する前の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間 (2) の開始月】	0 円
(63) うち賃金改善する前の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	0 円
(64) 賃金改善した後の事務職員の給与総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(65) うち賃金改善した後の事務職員の基本給等総額【賃金改善実施期間(2)の開始月】	円
(66) 給与総額に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(64) - (62)】	0 円
(67) 基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)【(65) - (63)】	0 円
(68) うち定期昇給相当分	円
(69) うちベア等実施分	円
(70) ベア等による賃金増率【(69) ÷ (63)】	0.0 %

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 年 月 日 開設者名:

- 1 本報告書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) 等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」 及び「外来・在宅ベースアップ評価料 (I)」のことをいう。
- 2 本報告書において、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)等」とは、「歯科外来・在宅ベースアップ評価料(II)」、「外来・在宅ベースアップ評価料(II)」のことをいう。
- 3 対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該保険医療機関において定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。

賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(IIを算定しない診療所向け)

1	保険医療機関コード						
	保険医療機関名						
2	外来・在宅ベースアップ記 届出を行う月	平価料(I)等の届出 月	について				
3	対象職員の給与総額、外 等の区分の上限を算出す (1)算出の際に用いる「対 ①算出の際に用いる「対 〕 前年3月~2月	「る値(【B】) 対象職員の給与総額	」等の期間 の対象期間(上詞		連動)	外来・在宅ベースアップ評 前年12月~11月	価料(Ⅱ)
	②対象職員の給与総額(対象期間の1月当た	:りの平均)		m		
	※「対象職員の給与総 また、看護補助者処	ースアップ評価料(Ⅱ)領額」については、賞与や 組遇改善事業補助金やオ	等の届出を検討してし 法定福利費等の事業 「評価料による賃金号	に記載すること。 いない場合は、記 注主負担分を含め 日上げ分について	た金額を計上する	こと。(ただし、役員報酬について	こは除く。)
	(2) 外来・在宅ベースア 【算出の際に用いる「外来 □ 前年12月~2月		評価料(I)等の対			動) □ 9月~11月	
	【対象期間の1月当たりの ①初診料等の算定回数						
	②再診料等の算定回数	τ			<u> </u>		
	③訪問診療料(同一建物	物以外)の算定回数					
	④訪問診療料(同一建物	物の算定回数					
	⑤ <u>歯科</u> 初診料等の算定	凹数					
	⑥ <u>歯科</u> 再診料等の算定	2回数			回		
	⑦ <u>歯科</u> 訪問診療料(同·	ー建物以外)の算定	可数		回		
	⑧ 歯科 訪問診療料(同·						
	※ 算出対象となる期間※ 自由診療の患者について公費負担医療や労災						
	【合計】 外来・在宅ベースアップ	評価料(Ⅰ)等の算気	定回数見込み 0.0		回		
	外来・在宅ベースアップ	評価料(Ⅰ)等の算気	. —	る点数の見込み			
	(3) 外来・在宅ベースア	ップ評価料(I)等に	より行われる給与 #DIV				
	それぞれの施設基準	'ップ評価料(I)等により	と場合にのみ、計算系 リ行われる給与の改・ ・スアップ評価料(Ⅱ) 、、別添2の様式96に	吉果が表示される 善率」の値が1.2% 」又は「第106の3 より「外来・在宅へ	未満であって、 ・ 歯科・外来・在宅	ベースアップ評価料(Ⅱ)」に定る (Ⅱ)」及び	かる

- 1 「3」(1)②「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし、役員報酬については除く。)。
 - また、看護補助者処遇改善事業補助金や本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
- 2「3」(2)「①初診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・医科点数表区分番号(以下5~8において、単に「区分番号」という。)A000に掲げる初診料
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(1)、1の口の(1)、2のイの(1)若しくは2の口の(1)
- 3「3」(2)「②再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号A001に掲げる再診料
 - ·区分番号A002に掲げる外来診療料
 - ·区分番号A400に掲げる短期滞在手術等基本料の1
 - ・区分番号B001-2に掲げる小児科外来診療料の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号B001-2-7に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B001-2-8に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料
 - ・区分番号B001-2-11に掲げる小児かかりつけ診療料の1のイの(2)、1の口の(2)、2のイの(2)若しくは2の口の(2)
 - ・区分番号B001-2-12に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 4 「3」(2)「③訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1のイ若しくは2のイ
 - ・区分番号C003に掲げる在宅がん医療総合診療料(訪問診療を行った場合に限る。)
- 5 「3」(2)「④訪問診療料(同一建物に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C001に掲げる在宅患者訪問診療料(I)の1の口若しくは2の口
 - ・区分番号C001-2に掲げる在宅患者訪問診療料(Ⅱ)
- 6 「3」(2)「⑤歯科初診料等に係る算定回数」については、歯科点数表区分番号(以下9~12において、単に「区分番号」という。) A000に掲げる初診料の合計算定回数を記載すること。
- 7「3」(2)「⑥歯科再診料等に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ·区分番号A002に掲げる再診料
 - ・区分番号B004-1-6に掲げる外来リハビリテーション診療料
 - ・区分番号B004-1-7に掲げる外来放射線照射診療料
 - ・区分番号B004-1-8に掲げる外来腫瘍化学療法診療料
- 8 「3」(2)「⑦歯科訪問診療料(同一建物以外)に係る算定回数」については、区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の
 - 1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合を除く。)の合計算定回数を記載すること。
- 9 「3」(2)「⑧歯科訪問診療料(同一建物)に係る算定回数」については、以下の合計算定回数を記載すること。
 - ・区分番号C000の1に掲げる歯科訪問診療料の1 歯科訪問診療1(同一患家の患者について算定した場合。)
 - ・区分番号C000の2に掲げる歯科訪問診療料の2 歯科訪問診療2
 - ・区分番号C000の3に掲げる歯科訪問診療料の3 歯科訪問診療3
 - ・区分番号C000の4に掲げる歯科訪問診療料の4 歯科訪問診療4
 - ・区分番号C000の5に掲げる歯科訪問診療料の5 歯科訪問診療5
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注15
 - ・区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注19